

令和8年度 歳末たすけあい「障がい児(者)対象福祉事業」実施要項

各務原市社会福祉協議会では、歳末たすけあい運動の一環として、新たな年を明るい気持ちで迎えることができるよう、市民から寄せられた歳末たすけあい募金を財源とした障がい児(者)対象福祉事業を行っています。

1. 対象事業所
2. 対象となる事業

障がい児(者)通所・入所事業所

利用者と地域住民等との交流を図る各種行事、イベント

(例：クリスマス会、餅つき大会、正月お楽しみ会等)

- ・施設の活動等を地域に周知することで、理解者や支援者を増やすことも目的の一つとし、利用者家族やボランティアを含む幅広い住民等の参加を得た事業を対象とします。
- ・事業所が利用者のみのために実施する研修会・イベント等は対象としません。
- ・地域住民等へ案内したとわかる文書等の添付が必要です。
- ・感染症対策により、外部の方の参加が厳しい場合はご相談ください。
- ・市民の皆さまからいただいた募金のため、高額な飲食はご遠慮ください。

【対象経費】 消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、会議費（食糧費）、使用料・賃借料、諸謝金等

【対象外】 ・備品の購入や修繕費への充当
(例：パソコン、プリンター、カメラ等)
・本来、募金で負担すべきでない経費
(例：同一設置主体内施設・事業所間の経費、人件費に類似する経費)

※年間を通して行う事業や年末年始の時期以外に行う事業は対象外です。

3. 実施期間
4. 助成金額
5. 助成金申請
6. 申請書提出期限
7. 実施報告書

11月1日(日)～令和9年1月15日(金)

21,000円(上限)/1事業所

別紙申請書等に事業目的や内容等を記載し本会に提出してください。

令和8年10月1日(木) ※期日厳守

別紙報告書等に実施状況・事業の効果等を記載し本会に提出してください。

(留意事項)

- ・実施した回数だけ実施報告書を作成してください。
- ・「収入支出決算書」「請求書」については各回の経費を合算したうえで請求額を算出し、1枚にまとめてください。

8. 実施報告書・請求書提出期限

令和9年1月20日(水) ※期日厳守

9. 助成交付のまでの流れ

